

# しながわ水族館リニューアル事業手法検討委員会設置要綱

制定 令和8年 1月30日 区長決定  
要綱第10号

(目的)

第1条 しながわ水族館リニューアルにおける事業手法（以下、「手法」という。）に関する事項を審議するため、しながわ水族館リニューアル事業手法検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 手法に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、部長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから部長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区職員
- (3) その他部長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱された日から令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1人置くこととし、部長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して委員会に参加した者は、委員会に出席したものとみなす。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、品川区防災まちづくり部公園課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年1月30日から適用する。